

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和4年
1月18日
(火曜日)

目次

- 告示
海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正（河川課）……………一
- 公告
国営緊急農地再編整備事業（南周防地区中西換地区）換地計画書の縦覧（農村整備課）……………二



山口県告示第十号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十三年山口県告示第二百七号）の一部を次のように改正する。

令和四年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

九 山口県山口南沿岸殖生港海岸に関する部分中郡、津布田海岸保全区域に関する部分を次のように改める。

1(一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸殖生港海岸郡、津布田地区海岸

(二) 指定区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八の各点を順次結んだ線、基点一八、一九、二〇、二一の各点を一般国道一九〇号海側法^の肩線に沿って順次結んだ線、基点二二、二三、二四の各点を順次結んだ線、基点二二、二四、二五の各点を一般国道一九〇号海側法^の肩線に

沿って順次結んだ線、基点二五、二六、二七、二八、二九、三〇の各点を順次結んだ線、基点三〇、補助点三〇の一を殖生漁港境界線に沿って結んだ線及び補助点三〇の一、二六の一、二四の一、二二の一、二〇の一、一九の一、一七の一、一三の一、一一の一、一〇の一、四の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

基点

- 一 山陽小野田市大字郡宇鹿敷馬社一一二八二番地の一の標柱の位置（北緯三三度五九分五〇秒東経一三一度〇八分〇四秒）
 - 二 基点一から二〇四度七四メートルの点
 - 三 基点二から二二七度一〇四メートルの点
 - 四 基点三から三一八度一五四メートルの点
 - 五 基点四から三一〇度二四〇メートルの点
 - 六 基点五から三一四度一四八メートルの点
 - 七 基点六から三二四度一四二メートルの点
 - 八 基点七から三一九度一二六メートルの点
 - 九 基点八から三一〇度四二〇メートルの点
 - 一〇 基点九から三〇五度一五八メートルの点
 - 一一 基点一〇から三二九度五一八メートルの点
 - 一二 基点一一から二度一七四メートルの点
 - 一三 基点一二から三四八度四一〇メートルの点
 - 一四 基点一三から三三四度二三八メートルの点
 - 一五 基点一四から一度六六メートルの点
 - 一六 基点一五から三一一度二五〇メートルの点
 - 一七 基点一六から三五七度一六四メートルの点
 - 一八 基点一七から三三八度五一〇メートルの点
 - 一九 基点一八から三三八度二八二メートルの点
 - 二〇 基点一九から三三六度二九六メートルの点
 - 二一 基点二〇から三三〇度一〇六メートルの点
 - 二二 基点二一から三〇二度一七四メートルの点
 - 二三 基点二二から三四五度一八〇メートルの点
 - 二四 基点二三から三二七度一八四メートルの点
 - 二五 基点二四から三一七度六〇八メートルの点
 - 二六 基点二五から三〇五度八八メートルの点

- 二七 基点二六から三二四度九八メートルの点
- 二八 基点二七から三一二度一〇六メートルの点
- 二九 基点二八から六度二八メートルの点
- 三〇 基点二九から三〇六度の延長線と殖生漁港境界線との交点

補助点

- 一の一 基点一から五七度二四メートルの点
 - 二の一 基点二から一三四度一五〇メートルの点
 - 三の一 基点三から一七五度一〇〇メートルの点
 - 四の一 基点四から二二二度一〇〇メートルの点
 - 一〇の一 基点一〇から二三〇度一二〇メートルの点
 - 一一の一 基点一一から二五五度一〇〇メートルの点
 - 一二の一 基点一二から二四四度三分五三秒一六一・五六二メートルの点
 - 一三の一 基点一三から二四七度四一分五二秒二四六・三七一メートルの点
 - 一四の一 基点一四から二四七度四一分五二秒二四六・三七一メートルの点
 - 一五の一 基点一五から二五三度一七分五二秒二四六・三七一メートルの点
 - 一六の一 基点一六から二五三度一七分五二秒二四六・三七一メートルの点
 - 一七の一 基点一七から二五三度一七分五二秒二四六・三七一メートルの点
 - 一八の一 基点一八から二五三度一七分五二秒二四六・三七一メートルの点
 - 一九の一 基点一九から二五三度一七分五二秒二四六・三七一メートルの点
 - 二〇の一 基点二〇から二二七度一五二メートルの点
 - 二一の一 基点二一から二二七度一五二メートルの点
 - 二二の一 基点二二から二二七度一五二メートルの点
 - 二三の一 基点二三から二二七度一五二メートルの点
 - 二四の一 基点二四から二二七度一五二メートルの点
 - 二五の一 基点二五から二二七度一五二メートルの点
 - 二六の一 基点二六から二二七度一五二メートルの点
 - 二七の一 基点二七から二二七度一五二メートルの点
 - 二八の一 基点二八から二二七度一五二メートルの点
 - 二九の一 基点二九から二二七度一五二メートルの点
 - 三〇の一 基点三〇から二二七度一五二メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、磁針方位とする。



(三) 国営緊急農地再編整備事業（南周防地区中西換地区）換地計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、国営緊急農地再編整備事業の施行に係る南周防地区中西換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和四年一月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

縦覧に供する書類

一 縦覧の期間

令和四年一月十九日から同年二月七日まで

二 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

令和四年一月十八日印刷
令和四年一月十八日発行

発行人 山口県知事